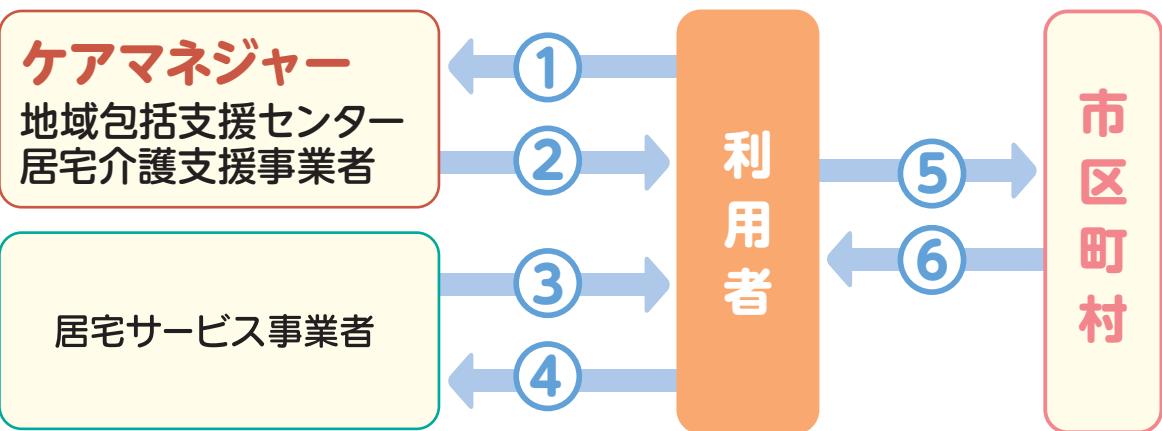


# 購入の仕組み



**購入の利用限度額は、10万円(税込)です。**

- 毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間をひとつの単位とし、年度が変わると新たな利用が認められます。
- 利用限度額を超えた部分は全額自己負担となります。
- 同じ種目の福祉用具は、原則として1つしか購入できません。
- 但し、同一種目でも、その使い方及び機能が異なるもの、あるいは破損した場合、またご利用者の要介護度が高くなった場合は、保険者の確認のもとであれば同一種目の福祉用具でも、あらためて購入が可能です。

## 流れ

※市区町村によっては申請方法等が異なります。

- ① ケアマネジャーに相談します。
- ② ケアマネジャーは、介護(予防)計画書を作成し、福祉用具が必要な理由を明記します。
- ③ 商品をお届けいたします。  
(この際、組立・取付、ご利用者の身体状況に合わせた調整、使用方法及び使用上の留意点の説明を行います。)

- ④ 購入金額を全額支払います。

- ⑤ 支給申請を行います。

(この際、支給申請書の作成と領収書及び購入した福祉用具が掲載されているカタログの添付が必要です。)

- ⑥ 利用金額の9割分(8割分・7割分)が申請書の提出から2~3ヶ月後に指定口座に振り込まれます。

## 特定福祉用具購入 / 特定介護予防福祉用具購入

入浴や排泄などに使用的する福祉用具を購入した際、その購入費が支給されます。(介護予防に資する場合を含む)

※令和4年4月改正版

種 目	機能又は構造等
(1) 腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む)、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、パケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。
(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。
(3) 排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感じし、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。
(4) 入浴補助用具	座位の保持、浴槽への入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 ①入浴用いす、②浴槽用手すり、③浴槽内いす、④入浴台(浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への入りのためのもの)、⑤浴室内外すのこ、⑥浴槽内外すのこ、⑦入浴用介助ベルト
(5) 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
(6) 移動用リフトのつり具の部分	体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

- 年間10万円までが限度額で、実際にかかった費用の1割(2割・3割)が自己負担となります。保険者により自己負担が1割(2割・3割)でないと通知されている場合は、その割合が適用されます。(毎年4月1日から1年間)
- 介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。※指定を受けた事業所で購入した場合に限ります。